

学都仙台コンソーシアム共催及び後援に関する基準

平成25年9月12日制定

(趣旨)

第1条 この基準は、学都仙台コンソーシアム（以下「本会」という）が関与する催しにおける共催及び後援（以下「後援名義等」という）の使用承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 共催 第三者が主催する催しについて、主催者と共同でその催しを開催することをいう。
- (2) 後援 第三者が主催する催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助する場合であって、その催しへの関与が、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

(対象事業)

第3条 後援名義等を使用することができる事業は、本会規約第2条の目的に添うものでなければならない。

(承認基準)

第4条 後援名義等を使用する事業は、次の各号に該当する主催者が行うものでなければならない。

- (1) 本会の加盟機関
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 学術研究機関
- (4) 学校等の教育機関及びこれら教育機関の連合体
- (5) 前各号に定めるもののほか、運営委員長が、本会の趣旨・目的に添うと認めたもの

2 後援名義等を使用する事業は、その内容が次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 特定の政治的又は宗教目的を有しないこと。
- (2) 事業内容が、特定の会員を対象としない一般公開のものであること。
- (3) 営利を目的としない公益性のある事業内容であること。
- (4) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力があると判断されるものであること。
- (5) 開催等に当たり公衆衛生及び災害防止に係る十分な措置が講じられていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団と関係がなく、そのおそれもないものであること。
- (7) 入場料等主催者が経費を徴収するものについては、事業内容及び規模から見て、適当と認められる金額であること。

(申請手続)

第5条 後援名義等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の30日前までに、次に掲げる資料を添付し、会長に後援名義等使用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 主催する団体の規約及び組織の資料
- (2) 申請事業にかかわる実施要領及び経費の収支予算書
- (3) その他申請事業実施にかかわる資料

(使用承認等の決定)

第6条 会長は、前条の使用申請があったときは、第4条の承認の基準に基づき申請を審査し、運営委員会の議を経て使用承認の可否を決定する。

2 会長は、前項の規定により、承認するときは、後援名義等使用承認決定通知書(様式第2号)により、承認することが適当でないと認めるときは、後援名義等使用不承認決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 会長は、名義使用承認を決定する場合において、必要があると認めるときは、申請者に条件を付すことができるものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 申請者は、事業計画に変更が生じた場合、直ちにその旨を会長に届けなければならない。

(事業報告)

第8条 申請者は、前条の規定による承認を受けて実施した事業が終了したときは、事業終了後30日以内に事業報告書(様式第4号)を本会に提出するものとする。

(改廃)

第9条 この基準の改廃は、運営委員会の承認を得るものとする。